

パブリックコメント

「四市第2斎場候補地の提供について（案）」

意見募集期間 平成26年10月1日（水）～10月17日（金）

本パブリックコメントの概要

本パブリックコメントは、習志野市が船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市とともに構成している四市複合事務組合（以下、「四市組合」といいます。）より、構成市域内で二番目となる斎場の建設用地の提供についての検討要請が本市に対してあったことに伴い、本市が建設候補地を提供することについて、市民の皆様にご意見をお伺いしたく実施するものです。

本市の葬祭事業は、従来より本市保健福祉部社会福祉課が所管し運営しておりますが、火葬については広域的な見地から前述のとおり四市組合が運営する「馬込斎場」（船橋市馬込町）にて効率的かつ安定的に実施してまいりました。

しかしながら、年々施設の利用需要が増え続けていること、その状況が今後も約50年にわたり続くこと、現状の施設が老朽化し大規模改修の時期が目前に迫っていること等により、平成31年10月までに構成市域内に二番目となる新しい斎場を設置することが課題となっております。

以上の経緯の中で、四市組合により、平成20年11月に八千代市内を建設地と決定し、これまで建設計画が進められてきましたが、先般、複合的な理由により計画を中止せざるを得ない状況となり、本年8月に、四市組合に常設されている議会（以下、「四市組合議会」といいます。）において計画の中止が正式に議決されました。

一方で、このことにより組合区域内の施設の利用需要に十分に対応できない状況に後戻りしてしまったため、早急に新たな建設計画を立てる必要が生じたことに伴い、新たな斎場の建設用地の提供に係る検討要請が、四市組合から本市に対してなされたものです。

なお、この検討要請については、四市組合議会の議決に基づいてなされたものでもあります。

本パブリックコメントの詳細

（１）四市複合事務組合とは

四市組合は、昭和45年10月に船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷町老人福祉施設組合として設立され、昭和47年に特別養護老人ホームの運営を開始し、昭和52年4月に斎場事業（習志野市を除く3市で構成）を四市組合の事務に加えるとともに、現在の名称に変更しました。習志野市は、平成5年4月に四市組合の斎場事業に加入しました。

構成市の面積、人口は以下のとおりです。（平成26年8月末現在）。

船橋市	85.64km ²	61.9万人
習志野市	20.99km ²	16.6万人
八千代市	51.27km ²	19.4万人
鎌ヶ谷市	21.11km ²	10.9万人
合 計	179.01km ²	108.8万人

(2) 能力の限界が迫る馬込斎場



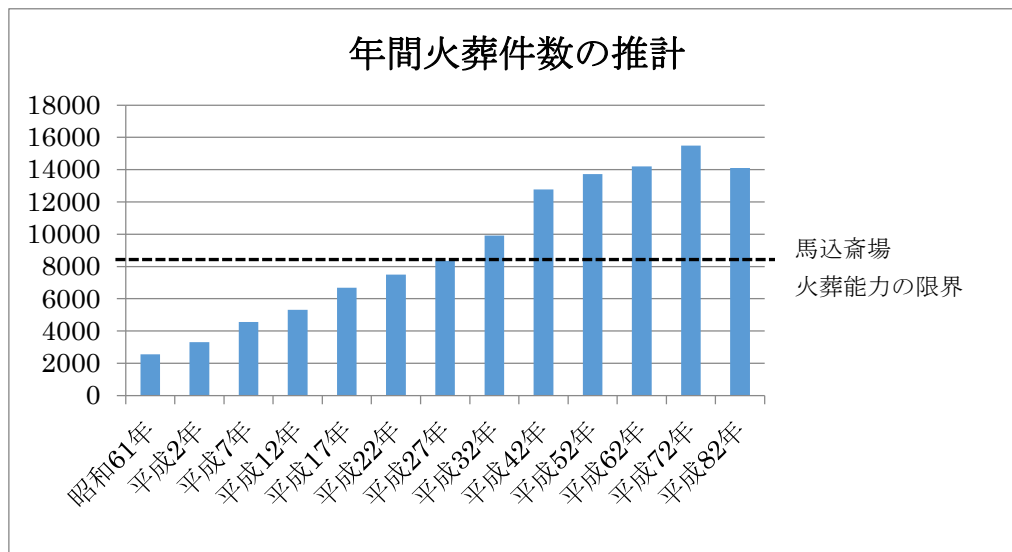
地図出典：国土地理院白地図

馬込斎場は、船橋市馬込町にあり、昭和55年から操業している葬儀式場を併設した火葬場です。敷地面積19,601㎡、延床面積5,954㎡、火葬炉15基、控室12室、式場4室等が設けられている施設です。平成23年度の年間火葬数は約7,800件ですが、平成27年頃には8,300件程になると見込まれており、現施設の能力の限界に近づきます。

特に冬場では需要が集中するため、現行の体制では平成26年の冬には月間で対応できる件数を上回る需要となると見込まれていることから、平成26年の冬には午前9時から午後3時までの各正時に加え、午後3時20分の時間帯を新設し、1日の最大火葬件数を40件とし、平成30年の冬には、月4日間の友引の日（現在は火葬を行っていません）にも実施する暫定措置を講じる計画とされております。

一方、この暫定措置を講じた上でも平成31年の冬には、能力の限界を超えるとの予測がなされております。

施設の利用需要は高齢人口の増加とともに今後半世紀にわたって伸び続け、平成72年頃には15,000件を超えることも見込まれていることから、新たな斎場の必要性はますます高まってまいります。



斎場は、市民の生活には不可欠の施設です。千葉市、市川市、浦安市などは単独で施設を保有しており、佐倉市や四街道市は共同で行っています。習志野市を含む四市の市民が馬込斎場で火葬を行った場合の料金は3,700円ですが、馬込斎場が使用できず他の施設で火葬を行うと、市外料金として非常に高額な利用料金となります。

(3) 四市組合が建設を予定している第2斎場の主な施設概要

- ・ 建設用地面積 約25,000㎡ 火葬炉15基、控室15室、式場4室
- ・ 1日当たりの来場者数は平均1,160人
- ・ 車両交通量は900台、駐車場は200台分
- ・ 火葬は、午前9時から午後3時の各正時に5件、1日最大35件、ひと月当たり友引日を除くと25日となり、最大875件
- ・ 建物は煙突のない2階建程度

(4) 四市組合第2斎場の建設計画の経過

日 時	経 過
昭和55年4月	船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市により馬込斎場が開設されました。
平成5年4月	佐倉市、習志野市、酒々井町葬祭組合を脱退し、四市組合の斎場事業に習志野市が加入しました。
平成13年12月	馬込斎場の火葬炉を増設しても、将来的には処理能力が限界に達することが予測されることから、四市組合から鎌ヶ谷市、八千代市、習志野市に対し、第2斎場建設用地候補地の選定について依頼がありました。
平成16年1月	四市組合から鎌ヶ谷市、八千代市、習志野市に対し、第2斎場建設用地候補地の選定状況について照会がありました。
平成16年2月	新斎場建設問題に対し、本市内での立地等を調査、研究及び協議するために、助役を会長、市役所内各部の次長職の職員等合計10名を構成員とする、「習志野市斎場問題検討委員会」を設置しました。
平成16年2月	第1回習志野市斎場問題検討委員会を開催しました。
平成16年2月	習志野市から四市組合に対し、「斎場問題検討委員会を設置し、臨海部を中心に候補地を検討している」と回答しました。
平成16年8月	第2回習志野市斎場問題検討委員会を開催しました。
平成16年度	四市組合は、火葬件数の増加に対応するため、火葬炉を12基から15基に増設しています。
平成17年2月	第3回習志野市斎場問題検討委員会を開催しました。
平成19年6月	第4回習志野市斎場問題検討委員会を開催しました。
平成19年12月	習志野市から四市組合に対し、「面積要件を充足する用地はあるものの、当該土地の自然環境や本市のまちづくりを勘案すると、現時点で候補地として提案できる状況にない。」と回答しました。
平成20年11月	四市組合が八千代市桑橋を建設地と決定しました。
平成20年12月から 25年3月	四市組合が住民、地権者等に対し、地元説明会を10回実施しました。
平成25年度から	四市組合が、環境影響評価調査、境界確認等、具体的な事業に着手しました。
平成26年3月	四市組合が行っている環境影響評価調査において、事業計画地内で準絶滅危惧種の営巣が確認されました。

平成26年8月6日	四市組合から船橋市、鎌ケ谷市、習志野市に対し、新たな斎場用地についての照会がされました。
平成26年8月12日	習志野市から四市組合に対し、「組合提示の条件を概ね充足する用地はあるが、現時点では既存施設が稼働している等のことから、新たな斎場候補地として提案できるものとは言い難い状況にある。」と、平成19年12月と同趣旨の回答をいたしました。
平成26年8月21日	四市組合議会が開催され、現計画地での第2斎場建設中止の意思決定がなされました。 また、四市組合議会から習志野市に対し、第2斎場用地の提供についての検討を早急に要請することを求める決議が発議され、全員賛成により可決されました。
平成26年8月22日	四市組合から習志野市に対し、本市が8月12日に回答した「組合提示の条件を概ね充足する用地」を提供いただくことが、第2斎場の供用開始を予定通り実現するための唯一の選択肢として、第2斎場建設用地の提供に係る検討の要請がなされました。
平成26年8月27日	四市組合から検討の要請を受け、副市長を委員長、市役所内各部の部長職の職員等合計14名を構成員とする、「四市第2斎場候補地庁内検討委員会」を設置、第1回目の会議を開催し、全庁体制で斎場候補地を抽出する作業を開始しました。
平成26年8月28日	習志野市から四市組合に対し、「庁内検討委員会を設置し、市議会、市民、市内事業者等多方面からの意見聴取を行いながら検討を進めていくため、時間の猶予をいただきたい」と回答しました。

(参考)

四市組合の組織
 管 理 者 船橋市長
 副 管 理 者 船橋市副市長
 会 計 管 理 者 船橋市会計管理者
 会 計 主 幹 船橋市会計課長
 会 計 職 員 船橋市会計課職員3名
 監 査 委 員 議員1人、識見1人
 書 記 船橋市監査委員事務局
 職員2人

四市組合議会の構成
 船 橋 市 市議会議員4人
 八千代市 市長、市議会議員2人
 鎌ケ谷市 市長、市議会議員1人
 習志野市 市長、市議会議員2人

公平委員会委員 3人
 情報公開、個人情報保護審査会委員 3人
 事業運営協議会委員 8人（構成市担当課長）
 事 務 局 事務局長、管理次長、
 三山園長、斎場長ほか63人

(5) 第2斎場建設にかかる本市の見解等主なQ & A

Q1. 第2斎場は、船橋市や八千代市、鎌ケ谷市でなく、なぜ本市に建設用地の提供の検討を求められなければならないのですか。

A1. 船橋市にはすでに馬込斎場が設置されていること、鎌ケ谷市には適地が見つからないこと、八千代市の候補地となり得る用地はいずれも民有地で平成31年冬場の供用開始に間に合う見込みが立たないことなどの理由から、四市組合が「第2斎場の供用開始を予定通り実現するための唯一の選択肢」として、本市に用地提供の検討を求めてきたものです。

Q2. 第2斎場はいつまでに建設しなければならないのですか。

A2. 馬込斎場の火葬能力が平成31年の冬場に限界に達することから、概ねその半年くらい前までには四市第2斎場が完成している必要があると考えています。建築設計や建設に要する期間、都市計画の変更手続きに要する期間等を勘案しますと、用地選定のための検討時間はあまり残されていません。

Q3. 第2斎場が予定どおりに供用開始できない場合は、市民生活にどのような影響があるのですか。

A3. 現在の馬込斎場の火葬料金は3,700円ですが、馬込斎場の火葬能力が限界に達した場合、近隣市の斎場の利用を選択せざるを得ず、その際、とても高額な利用料金を負担して火葬しなければならなくなります。また、老朽化が進んでいる馬込斎場の改修計画にも大きな影響が出てしまいます。併せて、改修中の火葬については、火葬までにかかる日数が長期になるなど、かなりの制限を受けることとなります。

Q4. 斎場からの煙や臭気、ダイオキシンなどはどの程度出るのですか。

A4. 四市組合が計画している斎場の建物には、煙が出るような煙突はありません。煙や臭気等は集塵装置等によってフィルターを通して処理され、その保全目標値は法的規制値よりかなり厳しい値が設定されており、無煙・無臭を確保しております。

Q5. 市内のどの場所について、候補地の検討が進められているのですか。

A5. 四市第2斎場の運営を予定どおりに開始するためには、概ね2万平方メートル以上の用地であって、境界が確定し、電気、水道、都市ガスなどのインフラが整備されているか、その見込みが立つ土地でなければなりません。市としてそのような用地を候補地として四市組合に提案するためには、市有地でこれらの条件を満たす用地を探す必要があると考えており、未利用の市有地、あるいは行政目的を既に終えたかもしくは近々終える予定の市有地を候補地として提案することができるかどうかについて、検討をしているところです。

Q6. 斎場が市内に建設されることにより、周辺の地価が下落してしまうのではないですか。

A6. 浦安市では、平成17年に海浜部に市営斎場を開設しましたが、その前後において周辺の地価公示価格は斎場建設の影響を受けておりませんでした。

Q7. 斎場を建設する費用はどのくらいかかるのですか。

A7. 将来計画であり、設計業務を行っていないことから、現状では正確な数値は把握できません。なお、参考までに申し上げれば、八千代市桑橋で計画されていました第2斎場の建設費では、概算で96億2千万円であり、そのうち本市の負担割合18.1%で17億4,122万円となっております。

Q8. 本市単独で斎場を整備し、規模を縮小してはどうですか。

A8. 平成17年に単独で開設した県内同規模の市の施設（火葬炉4基、式場3室）では、建設費だけで約42億9,000万円かかり、年間の運営、維持管理費等が約1億9,000万円かかっております。

平成25年度の四市組合の斎場事業に係る本市の負担金は、約5,800万円であり、前計画における建設費の負担は約17億円です。また、本市への設置が決定した場合は市有地を四市組合が購入することとなります。

このようなことから、条件に見合う用地さえあれば、斎場事業は四市の組織で運営した方が、四市としても本市としても効率的かつ安定的に運営され、財政負担が軽減されます。

Q9. 習志野市内に四市第2斎場が建設、整備された場合、習志野市民が優先的に利用することは可能なのですか。

A9. 四市第2斎場は四市が共同で運営する施設でありますことから、特定の市の市民に優先的に利用させることは出来ませんが、施設を設置する地域的な利便性から、本市の市民の利用割合が必然的に高くなるものと思われます。

(6) ご意見をお寄せください

斎場施設は、市民生活には不可欠の施設です。

馬込斎場は、平成31年の冬には、能力の限界を超えるとの予測がなされておりますことから、構成市域内に二番目となる斎場を設置することは喫緊の課題となっております。

二番目となる斎場については、構成する四市のいずれかの場所に設置しなければならない施設となりますので、本市が建設候補地を提供することについて、ご意見をお待ちしております。

●ご意見の提出方法

1. 持参（市役所の開庁時間内に、仮庁舎3階 社会福祉課にご持参ください）
2. 郵送（〒275-8601 習志野市鷺沼1-1-1 習志野市役所
社会福祉課あて 平成26年10月17日（金曜）必着）
3. ファクシミリ（047-453-1825）
4. 市役所ホームページからの送信（パブリックコメントのページに入力フォームがあります）

●お問い合わせ先

習志野市役所 保健福祉部 社会福祉課
電話 047-453-7375